

道路占用料新旧対照一覧表(平成27年4月1日改定)

占用物件		単位	新単価(円)	旧単価(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430	1,000
	第2種電柱		660	1,600
	第3種電柱		900	2,200
	第1種電話柱		390	930
	第2種電話柱		620	1,500
	第3種電話柱		850	2,100
	その他の柱類		39	72
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4	10
	地下に設ける電線その他の線類		2	5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380	700
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	230	480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	770	1,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320	600
	広告塔	占用面積1㎡につき1年	1,900	4,400
その他のもの	770		1,400	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	16	48
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23	—
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		35	72
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		46	95
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		70	190
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		93	—
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		160	480
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		230	—
	外径が1.0m以上のもの		460	950
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	770	—	

占有物件			単位	新単価(円)	旧単価(円)
に法掲げ3る2施条第1項第5号	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路	930		2,900	
	地下に設ける通路	560		1,500	
その他のもの		770	1,400		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	19	44
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	190	440
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	190	440
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,900	4,400
	標識		1本につき1年	620	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19	44
		その他のもの	1本につき1月	190	440
	幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	19	44
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	190	440
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	4,400
		その他のもの		930	2,200
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	770
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1年	Aに0.028を乗じて得た額	—
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	190	440
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び第7号に掲げる施設				77	—
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	Aに0.016を乗じて得た額	—
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額	—
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額	—
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.016を乗じて得た額	—
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額	—
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	—	
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	—	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	—	